

福岡県公報

平成18年8月9日
第2568号

目次

告示 (第1512号-第1523号)

○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	1
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○公共測量の実施	(土木管理課)	2
○公共測量の実施	(土木管理課)	2
○公共測量の実施	(土木管理課)	2
○公共測量の終了	(土木管理課)	2
○公共測量の終了	(土木管理課)	3
○公共測量の終了	(土木管理課)	3
○公共測量の終了	(土木管理課)	3
○公共測量の終了	(土木管理課)	3
○公共測量の終了	(土木管理課)	3
○公共測量の終了	(土木管理課)	3

公 告

○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	4
公安委員会		
○道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正	(警察本部運転免許試験課)	4

告 示

福岡県告示第1512号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定に基づき、次のように

換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年8月9日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
糸島郡二丈町大字吉井 (福吉地区・第2換地区)	平成18年7月27日

福岡県告示第1513号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年8月9日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
糸島郡二丈町大字吉井 (福吉地区・第3換地区)	平成18年7月27日

福岡県告示第1514号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

直方	県道	福岡線	前	宮若市龍徳188番3先から 同市龍徳33番1先まで	8.0 ～ 12.0	312.0
			後	同上	8.0 ～ 26.0	312.0

福岡県告示第1515号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年8月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（道路台帳）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成18年3月15日から 平成18年3月31日まで

福岡県告示第1516号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年8月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区本町二丁目地内	平成18年7月3日から 平成18年11月30日まで

福岡県告示第1517号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年8月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（長野緑地測量業務委託）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成18年7月8日から 平成18年9月30日まで

福岡県告示第1518号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年8月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区大字朽網	平成18年3月29日

福岡県告示第1519号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年8月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区大田町地内	平成18年3月29日

福岡県告示第1520号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年8月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（道路台帳）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成18年4月28日

福岡県告示第1521号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39

条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年8月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（GPS測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成18年6月30日

福岡県告示第1522号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年8月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区大字隠蓑外	平成18年3月29日

福岡県告示第1523号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小竹町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年8月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
小竹町南西地域	平成18年7月3日

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年8月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- 久留米都市計画風致地区
- 久留米都市計画墓園

2 開催の日時及び場所

- 日時
平成18年8月30日 午後7時から9時まで
- 場所
久留米市役所 2階くろみホール（久留米市城南町15-3）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- 久留米都市計画風致地区の変更の案の概要

名 称	位置及び区域	面 積
浦山風致地区	久留米市上津町字池田及び字山ノ上の一部	約20.8ヘクタール

- 久留米都市計画墓園の変更の案の概要
久留米都市計画墓園浦山霊園を廃止する。
- 閲覧

同案については、平成18年8月9日から8月23日までの間、福岡県建築都市部公

園街路課及び久留米市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年8月23日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

- 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

- 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

- 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第207号

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成18年8月9日

福岡県公安委員会

八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3-38-1 岡田友博

八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3-38-1

を

八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3-38-1 田邊久歳

八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3-38-1

に改める。

平成18年8月9日 水曜日

福岡県公報

第2568号

6

発行 福岡県庁
福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販売 九州印刷株式会社
福岡市博多区東比恵二丁目
チユルエツク

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)